

平成31年度大学等入学時奨学金

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

- 公益財団法人鹿児島県育英財団では、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）に入学しようとする者を対象に、入学時に必要な費用相当額の奨学金を貸与します。
- 奨学金を希望する場合は、在学する高等学校等（既卒者は、出身高等学校等）から必要な申請書類を受領し、定められた期日までに在学学校（既卒者は、出身校）へ提出してください。

学校への提出期限：平成 年 月 日

申請に関する問い合わせは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 応募資格等

平成31年4月に大学、短期大学及び専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等（注）」という。）へ入学しようとする者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者であって、かつ、下の①～③に示す各種別における要件を満たす者が応募できます。

- (1) 鹿児島県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1～3学年）及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は平成29年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は平成29年3月以降に卒業した者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業した者に限る。）

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者（見込みを含む。）の応募資格等については、別途、当財団へ問い合わせてください。

(注) 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等、文部科学省管轄外の学校、海外の大学等は対象外とします。

① 明治維新150周年記念特別枠（地方創生枠、一般枠に併願可能）

ア 募集人員

大学等 100人程度

イ 応募基準

家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の1年間の認定所得金額が収入基準額（募集要項・別紙1）以下の者

ウ 推薦基準

上のイの「応募基準」を満たす者で、次の(ア)及び(イ)に該当する者

- (ア) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上である者
- (イ) 学業成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来社会の様々な場面において真のリーダーとして活躍することが期待できる者

エ 修学資金等との重複貸与の不可

鹿児島県の実施する返還免除制度のある修学資金等との重複貸与はできません。

例) へき地等勤務医師等修学資金
県看護職員等修学資金
鹿児島県獣医師確保対策修学資金

オ 返還免除

平成31年4月に大学等へ入学し、当財団が指定する期限までに在学証明書を提出した場合は、奨学金全額の返還が免除となります。

② 地方創生枠（一般枠に併願可能）

ア 募集人員

大学・短期大学 270人程度
専修学校（2年以上の専門課程に限る。） 30人程度

イ 応募基準

家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の1年間の認定所得金額が収入基準額（募集要項・別紙2）以下の者

ウ 推薦基準

上のイの「応募基準」を満たす者で、次の(ア)及び(イ)に該当する者

- (ア) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上である者
- (イ) 大学等卒業後、県内に居住・就業し、本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者。ただし、応募時点では、県内に居住・就業する意志が明確でない場合であっても推薦することができます。

エ 修学資金等との重複貸与の不可

(ア) 鹿児島県の実施する返還免除制度のある修学資金等との重複貸与はできません。

〔例〕へき地等勤務医師等修学資金
県看護職員等修学資金
鹿児島県獣医師確保対策修学資金

- (イ) 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者募集」の支援候補者に認定された者は、大学等入学時奨学金（地方創生枠）では採用されません。

オ 返還免除

大学等を卒業後6か月以内に、県内に居住及び就業してから引き続き3年経過した場合は、申請により、奨学金全額の返還が免除となります。ただし、就業形態等により、対象外となる場合があるため、詳細は8ページの「大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件」を確認してください。

③ 一般枠

ア 募集人員

大学・短期大学 400人程度
専修学校（2年以上の専門課程に限る。） 100人程度

イ 応募基準

家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の1年間の認定所得金額が収入基準額（募集要項・別紙1）以下の者

ウ 推薦基準

上のイの「応募基準」を満たす者で、次の(ア)及び(イ)に該当する者

- (ア) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上である者
(イ) 奨学金返還の義務を理解し、責任を持って返還できる者であって、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

2 奨学金の貸与額及び貸与時期

- (1) 貸与額 80万円（一括振込）
(2) 貸与時期 大学等の合格通知書等の必要書類が、当財団へ届いた日以降、平成30年10月下旬から平成31年4月下旬までに、随時、送金します。

奨学金の送金に関する手続の詳細については、採用候補者認定通知時に案内します。

3 応募に必要な書類

奨学金の申請には、次の書類が必要です。申請に必要な書類は、在学している高等学校等（既卒者は出身高等学校等）から受け取り、高等学校等が指定する提出期限までに提出してください。

(1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書

イ 父母等の所得に関する証明書等（表1参照）

※ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類（表2参照）

ウ 誓約書

(2) 申請者のうち、県外の高等学校等出身者

県内出身中学校等の卒業証明書（原本）及び父母等の住民票（写し）

(3) 申請者のうち、明治維新150周年記念特別枠に推薦される者

大学等進学志望理由書

表 1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者 (父母等) (注) は、次に示す区分に応じて必要な証明書等を添付してください。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとします。

- ① 父母が共にいる場合は、**父母両方**
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の家計を支えている者

区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。
2 年金所得等がある場合	◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)等【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの年金額等を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合は次のいずれかの証明書を添付してください。 ◆ 平成29年中に発行された年金額改定通知書(写し)又は平成29年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(平成29年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (平成29年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)等【市町村役場発行】 ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入してください。
4 収入が著しく減少した場合 (平成29年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書【会社発行等】
5 1～4以外の場合 (平成29年1月から引き続き無職無収入である場合)	◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)

表 2 特別控除を受けようとする者

特別控除の事由により、それを証する書類を添付してください。

特別控除の事由	必 要 な 書 類
障害のある人の(1級～3級)のいる世帯	障害者手帳(写し)又は療育手帳(写し)
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断証明書(原本) 長期療養による年間支出額(別紙様式5)及び領収書(写し)※申請時から過去1年分
単身赴任者のいる世帯	単身赴任等に伴う年間支出額(別紙様式6)及び領収書(写し)※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書(写し)と被害額を証する書類

4 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

※ 学校コードは、各高等学校等の奨学金担当者に確認してください。

5 採用候補者の認定及び通知

選考結果は、平成30年9月下旬に学校長を経て通知します。

奨学金の送金、正式な採用決定、奨学金返還に関する手続の詳細についても御案内します。

6 大学等の合格通知書等及び借用証書の提出

- (1) 採用候補者のうち、大学等の合格通知書等を提出した者に対し、奨学金を一括で送金します。
- (2) 地方創生枠、一般枠で採用候補者となった者は、後日、借用証書を提出する必要があります。提出にあたっては、次のことに注意してください。
 - ① 第一連帯保証人及び第二連帯保証人を各1名選任する必要があります。
 - ② 第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の人を選任しなければなりません。
 - ③ 連帯保証人は、未成年者や自己破産者等、保証能力のない方はなれません。

合格通知書等と一緒に借用証書を速やかに提出できるよう、準備をしておいてください。
(連帯保証人の選任や、奨学金の返還に関する共通認識を持つことなど。)

7 在学証明書等の提出及び採用決定

採用候補者のうち、入学した大学等が発行する在学証明書（証明日平成31年5月1日以降）を、平成31年5月末日までに当財団へ直接提出することとなります。

大学等への入学を確認した後、正式に採用を決定し、通知します。

8 採用候補者の取消し

- (1) 採用候補者が次の事項に該当する場合は、採用候補が取り消され、送金された奨学金の全額を速やかに一括返還する必要があります。
 - ア 平成31年4月に大学等へ入学しなかった場合又は対象校種以外の大学等に入学した場合
 - イ 指定する期限までに在学証明書を提出せず、大学等への入学が確認できなかった場合
 - ウ 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校、海外の大学等に入学した場合
- (2) 明治維新150周年記念特別枠の採用候補者が取消しとなった場合は、借用証書の提出が必要となる場合があります。

9 奨学金の返還方法

※ 地方創生枠、一般枠のみ

奨学金は、以下のとおり、必ず返還しなければなりません。

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務があります。
- (2) 返還開始時期は、大学等に入学後6か月経過後（7か月目）からですが、大学等に在学中や、さらに上級学校へ進学するなどの理由で、返還が困難な場合は、申請により、返還期限を猶予する制度があります。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還しなければなりません。

返還総額	返還回数（期間）	月賦返還額
800,000円	120回（10年）以内	6,700円以上

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合は、延滞利息を支払うことになります。

10 留意事項

提出前に、次のことを確認してください。

- (1) 申請書の記入もれ、記入間違い及び押印もれはありませんか。
- (2) 申請に必要な書類は全て揃っていますか。

応募者が多い場合は、資格や基準を満たしていても採用候補者として決定されないことがあります。

公益財団法人鹿児島県育英財団
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)
TEL099-286-5244 Fax099-286-5229
ホームページURL <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

大学等入学時奨学金貸与申請書

希望する奨学金の番号○で囲む

※ 奨学金申込種別		1 明治維新150周年記念特別枠（併願希望 ☐ 地方創生枠 ☐ 一般枠 ☐ ） 2 地方創生枠（併願希望 ☒ 一般枠 ☐ ← 併願を希望する場合はチェック印をする 3 一般枠 ※ 別に募集する「大学等奨学金返還支援候補者」への応募（ ☒ 有・ ☐ 無） 大学等奨学金支援候補者に応募している場合は印をする。 注）地方創生枠の応募者が、「大学等奨学金返還支援候補者」に認定された場合、地方創生枠では採用されません。（重複採用不可）										
学校名	※全・定・通 鹿児島県立〇〇高等学校				学校コード	× × × × × ×				学科名	普通 科	
卒業年月	平成 31年 3月 ※（卒業 卒業見込）				本人携帯電話	090-〇〇〇〇-××××						
氏名	フリガナ イクエイ シュンタ 育英 春太				性別	①男 2女		生年月日	元号	年	月	日
						平成	1		3	0	2	0
保護者住所	〒 8 9 0 - × × × ×				(フリガナ) カゴシマケン カゴシマシ 〇〇チョウ							
	住所コード 4 6 2 0 1				鹿児島県 鹿児島市〇〇町 ◇-△							
	アパート名(マンション) 部屋番号 コーポ育英301号室				携帯電話		090-□□□□-△△△△					
				固定電話		099-◇◇◇-〇〇〇〇						
進学希望校	第一希望				第二希望							
	◇◇大学 ※国公立 私立				〇〇大学 ※国公立 私立							
	法 学部(群) 法政策学 科(類) ※昼・夜				法文 学部(群) 法学 科(類) ※昼・夜							
大学等入学から卒業までの正規の修学期間				平成31年 4月から平成 35年 3月まで（ 4 年間）								
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記。）												
別居者に○	本人との続柄	氏名	年齢	所得の種類	在学学校		学年	※生徒・学生の通学状況	現在受けている又は予約している奨学金の団体名			
					※設置別	学校名						
1	父	育英 秋男	50	給与								
2	母	育英 春子	48	事業所得								
3	本人	育英 春太	18	なし	国・公・私	〇〇高校	3	自他				
4	姉	育英 夏子	19	なし	国・公・私	△△看護学校(専門課程)	2	自他	日本学生支援機構			
5	弟	育英 春彦	15	なし	国・公・私	□□高校	1	自他	県育英財団			
6	祖母	育英 フユ	75	年金	国・公・私			自他				
7					国・公・私			自他				
8												
特別控除の対象となるので、漏れなく記入すること。												
所得の種類は必ず記入し、種類に応じて必要な証明書を添付すること。												
(注)兄弟等で、同居をしているが、生計を別にしていない者については、記入の必要はありません。												

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること

注③ 「学校名」欄は、「□□高等学校、△△専修学校（専門課程）」など正確に記入すること。

申請者が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

特 別 控 除 の 申 告 欄	障害のある人のいる世帯 (1級～3級)	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付) 知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)
	長期療養者の いる世帯	病 名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額【 万円】 【病状】
	主たる家計支持者が別居し ている世帯(単身赴任等)	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額【 万円】
	震災、風水害火災その他 の災害又は盗難等の被害 を受けた世帯	被 害 の 種 類【 】 被害発生時期【 】 被 害 内 容【 】
特 記 事 項	※ 申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、 「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。	

貴財団の奨学生として採用のうえ、奨学金を貸与してくださるよう申請します。

平成 30年 6月 5日

※各自で必ず記入すること。

本人 氏名
(本人自署)

育英 春太

育英

本人の署名・押印

保護者（連帯保証人）
（保護者自署）

住所

鹿見島市〇〇町◇-△育英コ-ポ301号室

育英

氏 名

育英 秋男

各自自署のうえ、本人印と保護者印は、異なる印を押印のこと。

また、印鑑はシャチハタ等(金融機関等で取扱いできない印)は不可。

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

注④ 「障害のある人のいる世帯」における特別控除は、障害等級1級～3級の該当者が対象。

注⑤ 次の場合は、採用候補が取消しとなるので注意すること。

- ・ 放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校、海外の大学等に進学した場合
- ・ 採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合（例：「大学・短期大学」の地方創生枠又は一般枠の採用候補者となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等）

大学等入学時奨学金（地方創生枠）返還免除要件

大学等入学時奨学金（地方創生枠）で採用された次の者については、申請により、貸与した大学等入学時奨学金全額の返還を免除する。ただし、免除要件を満たし、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

大学等卒業後、6か月以内に次の①及び②に該当し、その状況が3年間継続している者

① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、免除対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 鹿児島県外（以下「県外」という。）に本社を有する企業等の県内支店が採用した者

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

② 県内に居住していること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 県内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は県外に転出（異動も含む。）した場合は、免除対象外とする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。